

毎月10日は**自転車安全利用の日**

自転車の安全利用のための条例

4月1日施行

～歩行者、自転車、自動車と共に安全に通行できるように～

啓発活動・
広報活動
の強化

自転車交通安全
教育の強化

道路環境の整備



埼玉県のマスコット
「コバトン」

彩の国  埼玉県・埼玉県警察

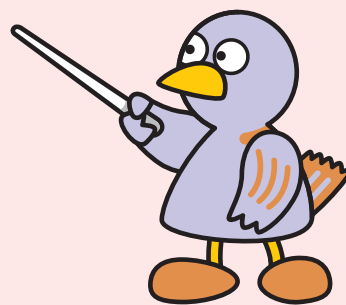
埼玉県交通安全対策協議会

自転車の安全な利用の促進に関する条例

☀️ 条例では「**自転車利用者の責務**」として次のことを定めています。

1 自転車は車両です！ 車両の運転者としての責任を自覚し、 交通ルールを守りましょう

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 飲酒運転はもってのほか！
- 傘さし・ヘッドホン・携帯電話の使用禁止



2 自転車は定期的に点検整備！

3 反射材をつけましょう。雨天時は、雨合羽の着用を！

4 自転車損害保険等に参加しましょう

個人賠償責任保険、TSマーク付帯保険など

5 自転車を購入したときは、必ず防犯登録！

6 施錠やひったくり防止カバーで防犯対策！

☀️ 「事業者の責務」「自転車小売業者による助言等」も定めています。

☀️ **自転車安全利用指導員**があなたの街・学校で、自転車安全利用に関する指導・助言をします！

☀️ 家族ぐるみで、交通事故を防止しましょう

家族が自転車で出かけるときは、

ヘルメットの着用や**安全運転**を呼び掛けましょう

悪天候のときなどは、自転車の利用を控えるよう話しましょう

くわしくは、県のホームページを
ご覧ください →

埼玉県 自転車条例

検索



Click